

● 契約概要のご説明 (golfer 保険)

● 保険商品の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「ご契約のしおり (普通保険約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問合わせください。

1. 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

golfer 保険はgolferの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合や、急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被った場合に保険金をお支払いする保険です。詳細は「ご契約のしおり (普通保険約款・特約)」をご確認ください。

(2) 被保険者の範囲

golfer 保険の被保険者は、保険申込書の被保険者欄に記載の方 (本人) のみとなります^(注)。
(注) 被保険者欄に記載がない場合は、申込人 (保険契約者) が被保険者となります。

2. 基本となる補償等

(1) 基本となる補償および主な特約の概要

保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合は、P1からP5をご参照ください。詳細は「ご契約のしおり (普通保険約款・特約)」をご確認ください。

(2) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまのご契約の保険金額は、保険申込書をご確認ください。golfer 賠償責任保険金の免責金額についても、保険申込書をご確認ください。

● 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入等に照らして適正な額となるように設定してください。なお、golfer 傷害補償特約における傷害死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、被保険者1名につき1,000万円が限度となります。

- ① 被保険者が始期日時時点で満15才未満の場合
- ② 保険契約者と被保険者が異なるご契約において、被保険者の同意が確認できない場合

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

- ① 保険期間: 1年間
- ② 補償の開始: 始期日の午後4時 (保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- ③ 補償の終了: 満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご契約のタイプにより決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

- ① 保険料の払込方法は一時払となります。
- ② 保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、取扱代理店やご契約内容によっては取扱いできない払込方法があります。
※現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

主な払込方法	一時払
口座振替	○
クレジットカード払	○

- ③ 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の取扱代理店または当社までお申し出ください。

- ① ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ② 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

ご契約いただくお客さまへのお願い

保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP



ゴルフのプレー中におけるさまざまなリスクに備えたい方に。

golfer 賠償責任補償特約セットパーソナル生活補償保険

2021年7月以降保険始期用

golfer 保険 (個人契約用)



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
https://www.aioinissaydowa.co.jp/

3. ゴルフ用品補償特約 補償重複

保険期間中のゴルフ場敷地内におけるゴルフ用品^(注1)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。

被害物の損害額(被害物の修理費または時価額^(注2)のいずれか低い方が限度となります)

※保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。

〈事故例〉

- ふりあげたクラブが木に当たり、折れてしまった。



(ご注意)

- 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。
- ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。

(注1) ゴルフ用品とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。

(注2) 時価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額^(注3)から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

(注3) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。

4. ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 補償重複

アマチュアゴルファーである被保険者が、日本国内のゴルフ場において、ゴルフ競技中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。

- 保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは次のとおりです。

日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)を正規にラウンドした場合のもので、次のいずれかに該当する場合

- ①「同伴競技者」および「キャディ等の同伴競技者以外の第三者」^(注1)の両方が目撃^(*)したホールインワンまたはアルバトロス
- ②達成証明資料(ビデオ映像等)により、その達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス

※公式競技の場合、「同伴競技者」または「キャディ等の同伴競技者以外の第三者」^(注1)のいずれかの目撃^(*)がある場合もお支払いの対象となります。

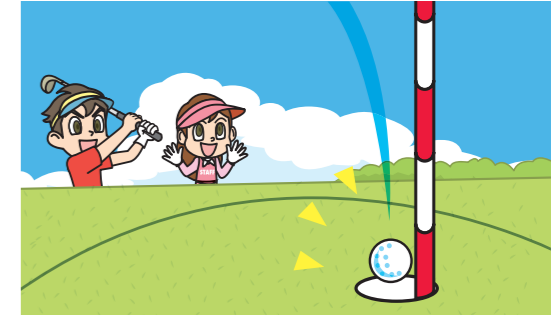
(ご注意)

原則として、キャディを同伴しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金お支払いの対象にはなりません。



- 保険金お支払いの対象となる費用は、以下のとおりです。

- ①贈呈用記念品購入費用^(注2)
- ②祝賀会費用
- ③ゴルフ場に対する記念植樹費用
- ④同伴キャディに対する祝儀
- ⑤その他慣習として支出することが適当な次のいずれかに該当する費用
(ただし、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額の10%が限度となります)
ア. 社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用
イ. ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用
ウ. 記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用



※1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、ご契約のホールインワン・アルバトロス費用の保険金額が限度となります。

- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のご提出をお願いいたします。

- ①同伴競技者が署名または記名・押印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
- ②被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行または行使する権限を有する者が記名・押印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
- ③次のいずれかの書類または証拠
ア. 「同伴競技者」および「キャディ等の同伴競技者以外の第三者」^(注1)の両方が目撃^(*)したホールインワンまたはアルバトロスについては、同伴競技者以外の第三者が署名または記名・押印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
イ. ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合については、被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが確認できるビデオ映像等
- ④ホールインワン・アルバトロス費用の支払を証明する領収書

※公式競技において、上記「同伴競技者」または「キャディ等の同伴競技者以外の第三者」^(注1)のいずれかの目撃^(*)があるホールインワンまたはアルバトロスについては、上記②、④の他、上記①または③のA.のいずれか一方の書類をご提出ください。

(*)目撃とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

(注1) 「同伴競技者以外の第三者」とは、同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者等をいいます。

(注2) 貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードの購入費用を除きます。ただし、被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードの購入費用は、贈呈用記念品購入費用とみなします。

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複 マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(ゴルファー保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(当社、他の保険会社を問いません)ご契約の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

【golfer賠償責任補償特約】

(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動^(注1)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波
- ④ 核燃料物質等の放射性・爆発性・有害な特性

(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ② 被保険者の使用人(被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディを除きます)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任
- ④ 被保険者が他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任
- ⑦ 自動車等の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

等

【golfer傷害補償特約】

(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動^(注1)
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波
- ⑦ 核燃料物質等の放射性・爆発性・有害な特性によるケガ

(2) 次のいずれかの場合については、保険金をお支払いできません。

- ① 原因がいかんときでも、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの^(注2)
 - ② 入浴中の溺水^(注3)。ただし、保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。
 - ③ 原因がいかんときでも、誤嚥^(注4)によって発生した肺炎
- ※ 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

等

【golfer用品補償特約】

次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者と同居する親族の故意
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動^(注1)
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波
- ⑤ 核燃料物質等の放射性・爆発性・有害な特性
- ⑥ ゴルフ用品の欠陥
- ⑦ ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等
- ⑧ ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、その他外観上の損傷またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害。ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害は除きます。
- ⑨ ゴルフ用品の置き忘れ・紛失

等

【ホールインワン・アルバトロス費用補償特約】

次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ② ゴルフ場経営者^(注1)がその経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ③ ゴルフ場の従業員等が実際に勤務し働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

等

(注1) テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

(注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注3) 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注4) 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。

ご契約プラン

傷害入院保険金支払対象期間180日 限度日数180日

傷害通院保険金支払対象期間180日 限度日数90日

		W1	V1	U1
支払限度額 (保険金額)	golfer賠償責任 (免責金額0円)	2億円	1億円	5,000万円
	golferご自身の傷害(ケガ)	傷害死亡・後遺障害保険金額 790万円	傷害死亡・後遺障害保険金額 450万円	傷害死亡・後遺障害保険金額 200万円
		傷害入院保険金日額 6,000円	傷害入院保険金日額 4,500円	傷害入院保険金日額 3,000円
		傷害通院保険金日額 4,000円	傷害通院保険金日額 2,500円	傷害通院保険金日額 2,000円
		入院中の手術：入院保険日額の10倍 左記以外の手術：入院保険日額の5倍		
	ゴルフ用品の損害	40万円	35万円	10万円
	ホールインワン・ アルバトロス費用	50万円	30万円	30万円
保険料(一時払)		13,000円	9,000円	6,500円

●保険料は、ご契約の際にその全額を払い込みいただけます。 ●保険期間は、1年間のみで短期の契約はできません。



Web約款をおすすめしています!



お客様のパソコンやスマートフォン等から「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。



Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。

- ※1 Web約款を選択された場合は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は送付されません。
- ※2 Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用いただけない場合がございます。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

事故が起こった場合

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-721-101 (無料)

●受付時間 平日 9:00~17:00
●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

日本生命お客さま専用ダイヤル

0120-39-1012 (無料)

●受付時間 [24時間 365日]
●携帯電話からも利用できます。
●おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくが、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 ^{ナビダイヤル} (全国共通・通話料有料) **0570-022-808**

●受付時間 [平日 9:15~17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)] ●携帯電話からもご利用いただけます。
●IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

ご契約に関するご連絡・お問合わせ窓口 **0120-95-0055 (無料)**

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

●携帯電話からも利用できます。
●音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

【受付時間】平日 9:00~19:00 土日・祝日 9:00~17:00 (年末年始は休業させていただきます)

【ご注意いただきたい事項】
●プライバシー保護のため、ご契約に関するご連絡・お問合わせは保険契約者ご本人さまからお願いします。
●ご契約内容やお申し出内容によって、担当職員によるお手続きとなる場合もあります。